

質問第一三二号

菅内閣の内閣官房報償費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月二十九日

草川昭三

参議院議長 西岡武夫殿

菅内閣の内閣官房報償費に関する質問主意書

私は、本年三月九日と十五日の参議院予算委員会で、内閣官房報償費（以下「報償費」という。）について鳩山内閣（当時）の考え方をただしたが、菅内閣としての見解を求めるべく以下の質問を行う。

一 平野前官房長官は、三月十五日の予算委員会で、「報償費」について、「何でも公開すればいいということにはならない。その上で透明性という考え方の下にどこまで出せるのか、新年度から検討する」旨の答弁をしたが、鳩山内閣として結論は出したのかどうか明らかにされたい。

また、結論が出ていないとすれば、菅内閣として、前内閣の方針を引き継ぎ、「報償費」の公開についての検討を実施していると理解してよいのか。

さらに、「報償費」に関して仙谷官房長官は平野前官房長官からいつ引き継ぎを受けたのか。引き継ぎの際には「報償費」の公開について「新年度から検討する」ということについても話したのか。

二 仙谷官房長官が平野前官房長官から引き継いだ「報償費」について、「目的類型」ごとにその金額を明らかにされたい。

三 仙谷官房長官が就任以来、現在まで使用した「政策推進費」の金額を月別に明らかにされたい。

四 仙谷官房長官は就任以来、これまでに使用したすべての「政策推進費」の日付、支出先、金額、使用目的など、その内容が分かる記録を保存しているか。

五 平野前官房長官が今年四月から退任まで使用した「政策推進費」の金額を月別に明らかにされたい。

六 平野前官房長官が今年四月から退任まで使用したすべての「政策推進費」について、使用した日付、支出先、金額、使用目的など、その内容が分かる詳細な記録は保存されているか。

七 平野前官房長官は、三月十五日の予算委員会で、平成十四年に当時の福田官房長官が決定した「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」の考え方に基づいて、平成二十一年九月二十四日に取扱責任者内閣官房長官平野博文決定として執行に当たったの基本的な方針を定めた、と答弁した。菅内閣においても、

「報償費」の取扱い方針に関しては、平成十四年に当時の福田官房長官が決定した「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」を踏襲していると考えてよいか。

八 仙谷官房長官は、就任に際し新たに「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」を定めたのかどうか。定めていれば、いつ定めたのか、その内容は平野前官房長官同様、福田官房長官当時に定めた方針と同じ内容であると考えてよいか。その場合、「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」と

ともに「内閣官房報償費取扱要領」も決定したということか。

九 三月十五日の予算委員会で、平野前官房長官が定めた「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」と「内閣官房報償費取扱要領」の二文書の提出を求めたところ、同長官は「公開いたします」と答弁したが、いまだに公開されていない。早急に平野前官房長官作成の二文書を公開すべきと考えるが、どうか。

十 仙谷官房長官が「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」などを決定しているとすれば、平野前官房長官の国会答弁を踏襲し、現政権としても同様の文書を公開すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

